第1回世田谷区子ども・子育て会議議事録

▽日 時

令和5年6月23日(火)午前9:30~

▽場 所

世田谷区役所第1庁舎5階 庁議室

▽出席委員

加藤(悦)会長、久保田副会長、佐藤委員、米原委員、猪熊委員、西委員、林委員、 半田委員、髙橋委員、三瓶委員、加藤(剛)委員、小嶋委員、石井委員、金子(貴)委員、 金子(永)委員、川浪委員、奥村委員、安藤委員、橋本委員

▽欠席委員

なし

▽事務局

松本子ども・若者部長、嶋津子ども・若者支援課長、寺西児童課長、渡邊(児童施策推進担当)副参事、瀬川子ども家庭課長、木田児童支援課長、伊藤保育課長、小林(保育の質向上担当)副参事、大里(保育の質向上担当)副参事、河島児童相談所長、工藤児童相談所長、藤原子ども家庭支援課長、宮川障害施策推進課長、宮本健康推進課長、本田乳幼児教育・保育支援課長、

▽資 料

- ・世田谷区子ども・子育て会議委員名簿
- ・世田谷区子ども・子育て条例
- ・資料1 令和7年度からの子ども計画(第3期)の策定に向けた検討スケジュール等に
- ・資料2 「世田谷区子ども条例と子どもの権利に関する報告書」を踏まえた今後の方向 性について
- ・資料3 地域における放課後の子どもの居場所づくり検討の進め方について (検討委員 への協力依頼)
- ・資料4 令和5年度保育待機児童等の状況について
- ・ 資料 5 認可保育所等の第 2 子保育料無償化および認可外保育施設等多子世帯負担軽減 の拡充について

- ・資料 6 認可保育園等の入園等に関する利用・調整基準の見直し及びスケジュールの変 更について (報告)
- ・資料7 令和4年度世田谷区児童相談所運営状況(事業概要)等報告(速報版)について
- 資料 7 (別紙) 令和 4 年度世田谷区児童相談所運営状況(事業概要)等報告(速報版)

▽議事

嶋津課長

それでは、定刻になりましたので、今期の第1回子ども・子育て会議 を開会いたします。

本日はお忙しい中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。 会長選出までの間、進行を務めさせていただきます。私、子ども・若 者支援課長の嶋津といいます。どうぞよろしくお願いします。

本会議は、Zoomを併用いたしますので、御協力いただければと思います。Zoom参加の皆様、声は届いていますでしょうか。ありがとうございます。会場の皆様はあちらのスクリーンも御確認いただければと思います。Zoomでの御参加は、佐藤委員、手を挙げていただけますでしょうか。佐藤委員、ありがとうございます。あと、米原委員、加藤剛委員、川浪委員、金子永美子委員ということで、5名の方がZoomでの参加となります。御発言の際、挙手をお願いいたします。

今期である令和5年度、6年度の本会議の委員は、学識経験者8名と、 区民、事業者、子ども・子育て支援団体の方々11名の合計19名で構成されております。

資料は各委員の机の上に、次第以下、委員名簿、子ども・子育て会議条例、それと資料1から7を配付しております。オンラインでの御参加の委員の皆様には事前にメールにてお送りさせていただいております。また、委員の皆様の委嘱状でございますけれども、会場にお越しの委員の皆様につきましては机上に配付させていただいております。なお、本日Zoom参加の委員の方々につきましては、後日郵送にてお送りさせていただきます。

それでは、開会に当たりまして、子ども・若者部長松本より御挨拶を させていただきます。では、松本部長、お願いします。

松本部長

おはようございます。子ども・若者部長の松本と申します。どうぞよ ろしくお願いいたします。

最初に少し自己紹介させていただきたいと思うんですけれども、私、今回子ども関連の部署が3回目になりまして、かつては平成26年、27年にちょうど世田谷区の待機児童が絶頂だった頃に保育園の整備を係長時代に担当させていただきました。その後、平成28年から3年間、子ども家庭課長としまして、当時、平成28年に児童福祉法の改正があって、児童相談所の開設に向けた準備に少し関わらせていただいたり、また、ちょうどその年に世田谷版ネウボラがスタートしまして、そういった取組であるとか、あとは、産後ケアであるとか、せたホッとの事務局なども担

当させていただきました。3年ほどブランクがありまして、昨年度は世田谷保健所で母子保健のほうも少し関わらせていただきました。

このように縁あって、この4月から子ども・若者部長ということで、 大好きな分野にまた戻ってこられて本当にうれしく思っております。ぜ ひ皆さんといろいろといい議論ができればなと思っておりますので、ど うぞよろしくお願いいたします。

本日は、今期初めての子ども・子育て会議となります。各委員におかれましては、この委員の就任に御承諾をいただきまして本当にありがとうございます。

後ほど組織改正の説明もさせていただきますが、令和5年度から、保育部と子ども・若者部、昨年度はそういった形で2つに分かれていたんですけれども、そちらを一本化するとともに、新たに保育の質向上担当の副参事を2名、それから学齢期の子ども施策を推進するための児童施策推進担当の副参事を1名新たに配置しまして、体制の強化を図ったところです。

今期の2年間は、令和7年度からの新たな子ども計画の議論ですとか、 昨年度の子ども・子育て会議の中から出していただいております報告書 など踏まえました子ども条例の改正に向けた議論と、今後の子ども施策 を考える上で非常に重要な案件が予定されております。加えまして、御 案内のとおり、4月にこども基本法が施行されまして、子ども等の意見 の反映の措置が地方公共団体に義務づけられました。今年の秋以降に複 数のアンケートやティーンエイジ会議などで子どもや若者の声を聴きな がら議論を重ねていきたいと考えております。ぜひとも委員の皆様のお 力添えをお願いできればと思っております。

本日の子ども・子育て会議は、審議案件が2件、それから報告案件が5件あります。限られた時間ではございますが、活発な御議論をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

嶋津課長

ありがとうございます。

続きまして、本日は第1回目の会議となりますので、今、部長から説明もありましたけれども、改めまして子ども・若者部の組織改正の御説明と区管理職について御紹介をさせていただきます。

まず、令和5年4月の子ども・若者部の組織改正について御説明いた します。今の御説明のとおりなんですけれども、保育部にありました、 まず保育運営・整備支援課を廃止いたしまして、保育部と子ども・若者 部を統合しております。体制強化のために、児童施策推進担当の副参事 1名と保育の質向上担当の副参事2名を配置してございます。これまで 以上に協力連携しながら、子育て家庭のニーズに沿った多様な保育の推 進、教育・保育の質の向上、子ども・子育て家庭を支える環境のさらな る充実に取り組んでまいります。

続きまして、子ども・若者部に転任しました異動管理職を紹介させて いただきます。

[区職員の紹介]

嶋津課長

続きまして、子ども・子育て会議の今期委員の紹介に移ります。お手元に世田谷区子ども・子育て会議委員名簿を配付させていただいております。これからの2年間、このメンバーで議論をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

名簿の順番に自己紹介という形で、お1人ずつ所属とお名前をお願い したいと思います。まず、名簿の順番、久保田委員からよろしくお願い します。

久保田委員

日本大学文理学部社会福祉学科の久保田と申します。 2 期目ということになります。よろしくお願いいたします。

佐藤委員

おはようございます。東洋大学福祉社会デザイン学部教諭の佐藤と申します。この4月から社会学部が福祉社会デザイン学部に、社会福祉学科が統合されて、今、赤羽のほうにいます。対人援助の専門職という立場からこの会議に貢献できたらなと考えています。よろしくお願いいたします。

米原委員

おはようございます。流通経済大学社会学部で保育士の養成をしております米原と申します。よろしくお願いいたします。

猪熊委員

猪熊と申します。私はしばらく間が空いたんですけれども、最初のほうの子ども・子育て会議に随分出させていただきました。ずっともともと記者として保育のことをやってきていたんですけれども、その後、養成校とかに関わるようになって、今年の3月までは3年間現場で江戸川区の幼稚園と保育園の副園長をしてきました。4月から駒沢女子短期大学に移って、今は養成のほうにおります。どうぞよろしくお願いいたします。

加藤(悦)委員

加藤悦雄と申します。所属は大妻女子大学の家政学部の児童学科に所属しております。保育士養成校です。私も新任委員とは書いてありますが、復活組の新任委員ということになります。どうぞよろしくお願いいたします。

西委員

元日本女子大学の西と申します。世田谷区の乳幼児教育アドバイザー

とここにも書いてございますが、様々な場面で世田谷区と関わらせていただきましたが、子子会議は初めてですので、どうぞよろしくお願いいたします。

林委員

浦和大学社会学部現代社会学科の林です。世田谷区とは子ども・青少年協議会のほうで今委員をさせていただいております。よろしくお願いいたします。

半田委員

皆さん、おはようございます。日本体育大学の半田勝久と申します。 昨年度まで世田谷区子どもの人権擁護機関「せたホッと」で10年委員を させていただいております。よろしくお願いいたします。

嶋津課長

続きまして、区民、事業者、団体等の委員に移ります。髙橋委員、お願いします。

髙橋委員

おはようございます。上馬にあります児童養護施設東京育成園で園長をしております髙橋と申します。この委員会には初めての参加となります。私自身は平成10年から東京育成園でグループホーム担当ですとか、あとは家庭支援専門相談員とか、そういったところを担ってまいりました。今年度から園長になりました。どうぞよろしくお願いいたします。

三瓶委員

初めまして、砧地域子育て支援コーディネーターの三瓶と申します。 日々困ったを抱えた親子と接している仕事です。その声を届けたいと思 い、参加させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

加藤(剛)委員

せたがや子育てネットで理事をしております加藤剛と申します。2年前から理事をさせていただいていまして、松田から引き継ぎまして委員をさせていただきます。ふだんは祖師ヶ谷大蔵に住んでおりまして、9歳と3歳の子どもの父親でもあります。一応あと保育士の資格も持っております。よろしくお願いいたします。

小嶋委員

さくらしんまち保育園の園長の小嶋泰輔と申します。今、世田谷には 私立認可園が208園ありまして、そこで組織している私立保育園の園長会 というのがあるんですけれども、そこの会長も拝命しております。私も 現場の声をお届けできればと思っております。よろしくお願いします。

石井委員

数少なくなった認証保育所を代表して参りました。私も最初の頃、猪 熊先生たちと御一緒させていただいた復活組ですので、どうぞよろしく お願いいたします。

金子(貴)委員

前期から2期目となります世田谷区私立幼稚園協会副理事長の金子と申します。幼稚園、また保育園の現場の声を少しでも聞いていただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

金子(永)委員

私立幼稚園PTA連合会の金子永美子と申します。私は幼稚園に息子を通わせております保護者であります。今後、子育てしやすい環境など、

お話しさせていただければなと思います。よろしくお願いいたします。

川浪委員 おはようございます。世田谷区立幼稚園・こども園PTA連絡協議会 会長の川浪と申します。区立幼稚園のほうに子どもを預けている保護者 の代表として、現場の声を届けられたらなということで参加させていた だきます。よろしくお願いします。

公募区民委員の奥村と申します。奥村、明日と書いてサヤカと読みます。小学3年生と中学2年生の息子がおります。出産前は子どもにダンスを教えていたり、コロナ前はズンバやヨガのインストラクターをしておりました。今は主婦で子どもにべったりなので、ふだん子どもの様子を見る機会が多いです。何かお役に立てたらうれしいです。よろしくお願いいたします。

区民委員の安藤と申します。小学校に通う4年と5年の子どもがおります。私は3月まで世田谷区の基本計画審議会委員をさせていただいておりました。その理念とかそういったところも、この会議のほうにフィードバックさせていただきながら、日頃の子育ての経験とかも基にいろいる御協力をできればと思っております。よろしくお願いいたします。

おはようございます。公募区民委員の橋本と申します。所属は一般社団法人落語協会でございまして、落語家でございます。曾祖父、父、祖父もですか。3代、埼玉県の公立学校で校長を務めておりまして、本当でしたら私、4代目の先生にならなくちゃいけなかったんですけれども、4代目の入船亭扇蔵という名前を襲名することになりまして、今こうやって落語をやりまして、たまたま年に三、四十校ぐらいですか、小学校、中学校へも出向きまして、子どもたちにも触れあう機会もございます。また、今、玉川に在住でございまして、娘が二子玉川小学校へ通っております。そういったところで子どもと触れ合う機会もありますので、ふだん感じたことなんかをいろいろとこういった場面で申し上げられたらと思って、今回応募いたしました。どうぞよろしくお願いします。

続きまして、会長、副会長の選任に移ります。 委員名簿の次にあります世田谷区子ども・子育て会議条例を御覧ください。

第5条に会長に関する規定がございます。委員の互選により定めると ございますので、どなたか会長に立候補されるという方はいらっしゃい ますでしょうか。

もしいらっしゃらなければ、事務局といたしましては、子ども・子育 て会議設置当初から2年前まで関わっていただきまして、またこの間、

安藤委員

奥村委員

橋本委員

嶋津課長

各委員の皆様、御挨拶ありがとうございました。

世田谷区地域保健福祉審議会の委員も務めていただいた大妻女子大学教授の加藤悦雄委員に会長をお引き受けいただきたいと考えております。 皆さん、御推薦いただきたいと存じますが、いかがでございますでしょうか。

一同:拍手

嶋津課長

ありがとうございます。異議なしということでいただきました。 それでは、加藤悦雄会長より御挨拶をまずお願いいたします。

加藤(悦)会長

加藤悦雄と申しますが、どうぞよろしくお願いいたします。挨拶は短めにしたいと思いますけれども、後からいろいろ話が出てくると思いますけれども、今期の子ども・子育て会議は子ども計画の策定と、あとは子ども条例の大幅改正という2つの大きな仕事が待っているということになります。ただ、目指す方向性に関しては結構明確になっていると思いまして、前期の委員の皆さんが議論していただいたグランドビジョンですとか、各部会のかなり充実した報告書なんかも出ていますので、そういったものから今後の世田谷区の方向性みたいなものが示されていますので、それらを受け継ぎながら、議論を深めていきたいと思います。

また、先ほど委員の皆様の自己紹介をお聞きしましたけれども、世田 谷区で子どもの養育に携わっている方、子育てをされている方、研究で すとか実践に携わっている方、様々な方がいらっしゃいますので、日頃 感じている課題ですとか、課題だけではなく様々な世田谷区のこれまで の積み重ねの中で、成果もたくさんあると思います。埋もれている成果 もたくさんあると思いますので、ぜひそういったものをこの会議にフィー ドバックしていただいて、議論を深めることができればと思っています ので、どうぞよろしくお願いいたします。

嶋津課長

ありがとうございました。

続きまして、副会長の選任でございます。こちらも条例第5条第3項に、副会長は会長の指名する委員をもって充てるとの規定がございます。 加藤会長から御推薦いただきたいと思いますが、いかがでございますで しょうか。

加藤(悦)会長

会長より指名するとのことですので、会長職務代理者となる副会長について御指名させていただきます。私としましては、前回より引き続き子ども・子育て会議の委員をお引き受けいただいている久保田委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

一同:拍手

嶋津課長

ありがとうございます。それでは、皆さんの異議なしということで、 久保田委員に副会長ということでお願いしたいと思います。

それでは、久保田副会長より御挨拶をお願いします。

久保田副会長

改めまして、副会長を指名いただきました久保田と申します。よろしくお願いします。前期から引き続きの委員がちょっと少ない中で、しようがなく私なのかなという感じですが、力不足のところもあると思いますが、よろしくお願いします。

先ほどはこの挨拶があるからなと思ってちょっと短めにお話しさせていただいたんですが、私は日本大学のほうで社会福祉士の養成をふだんさせていただいていて、私自身もずっと他の自治体のほうで福祉職として長く児童相談所も含めて仕事をさせていただいたという経験もありますので、そのあたりを生かしていければなと思っております。

前期からここの子ども・子育て会議の委員をさせていただいて、ちょっと感じたところとしては、先ほど加藤先生からもお話がありましたけれども、やっぱり世田谷区の可能性というんですか、行政も含め、行政、民間の団体、あと地域住民の方たちも、積極的な子育て、子どもに関するいろんな活動がこれだけあるんだというのをすごく関心というか、すごいなというふうに率直に思った2年間、前期でした。やっぱりそこら辺をこの子ども・子育て会議の中で力を合わせて、それこそ1足す1足す1足す1が10みたいな形で力を合わせれば、非常にいい子どもが育つ環境づくりができるのではないかなというふうに、可能性を非常に感じています。

そのあたり、ちょうど先ほどお話しあったとおり、子ども施策も非常に変わる。こども家庭庁もできたというところで変わる部分ですし、福祉全般でいくと、それこそ重層的支援体制ということで、分野に特化しないで、子ども、高齢、障害、その他貧困等も含めた支援体制を地域の中でつくっていこうというふうに今国がなっている状況ですので、この子ども・子育て会議の中で子育て、子どもに関する意見を集約しながら、区全体に波及していくような形で議論が皆さんとできればなと思っております。ぜひ、副会長ということで、微力ながら加藤先生をお支えしながらやっていきたいと思いますので、何とぞよろしくお願いいたします。

嶋津課長

久保田副会長、ありがとうございました。

以上で会長、副会長の選任を終わります。

それでは、加藤会長、今後の議事につきまして進行をよろしくお願い

いたします。

加藤(悦)会長 それでは、議事に入りたいと思います。

今日は2つございますが、まず、議事(1)令和7年度からの子ども計画 (第3期)の策定に向けた検討スケジュール等についてと、議事(2)の「世 田谷区子ども条例と子どもの権利に関する報告書」を踏まえた今後の方 向性については、それぞれの部会の設置についての提案もありますので、 事務局より一括での説明をお願いいたします。

事務局

それでは、事務局から説明させていただきます。

まず、資料1を御覧ください。令和7年度からの子ども計画(第3期)の策定に向けた今後のスケジュール等について御説明いたします。

1の主旨でございます。現在、令和2年度から令和6年度までを期間とする子ども計画(第2期)後期計画及び今後の子ども政策の考え方(グランドビジョン)を含む子ども・子育て支援事業計画調整計画に基づき、子ども・子育て施策を総合的に展開してございます。

令和7年度からの子ども計画(第3期)の策定に当たりましては、今年度、小中学生、ひとり親家庭等を対象とした各種調査を実施するとともに、昨年5月に保護者1万2000世帯を対象としたニーズ調査の結果も合わせまして、これまでの計画の進捗状況を踏まえ、子ども・子育て会議に子ども計画(第3期)部会――これは後で説明もありますが――を設置し、より集中的に議論することとしたいと考えております。また、アンケート以外の子どもの意見聴取等につきましては、子ども条例に関する議論と併せてティーンエイジ会議等の機会を設けることなどを予定しております。

なお、子ども計画(第2期)後期計画に内包する子ども・若者計画の 策定及び若者調査は、対象となる15歳から29歳の子ども・若者に11月に 実施を予定してございますが、このことにつきましては世田谷区子ども・ 青少年協議会のほうで検討を行うこととしております。

資料2ページを御覧ください。2の子ども計画の位置づけでございます。

世田谷区子ども条例の推進計画として、この間、第1期、第2期と計画期間を10年として策定してきました。令和7年度からのこの第3期の計画期間につきましては、今後、子ども計画(第3期)部会で議論させていただきたいと思います。昨年度も5年にするのかとか10年にするのかといった議論もございました。また、今年4月に施行されたこども基本法に定める市町村子ども計画にこれは位置づけております。子ども計画に内包する計画は、この記載のとおりとなっております。

3、策定にあたり実施する調査でございます。

0歳から11歳までの子どもがいる保護者を対象としたニーズ調査は昨年5月に実施済みです。各年代1000人ずつということで、先ほど1万2000世帯というお話をしました。このため、記載の5種類の調査を実施いたします。まず、9月に高校2年生世代の全ての子どもとその保護者を対象とした子どもの生活実態調査を実施いたします。10月には区立小学校に通う1年生から6年生の児童約3000人を対象とした小学生アンケートと、区内在住の中学1年生から3年生の生徒、3000人を対象とした中学生アンケートを実施いたします。11月には区内のひとり親家庭約4400人を対象としたひとり親家庭調査、区内在住の15歳から29歳の子ども・若者約6000人を対象とした若者調査を実施する予定でございます。

4、子ども計画(第3期)部会の設置でございます。

子ども計画の策定に当たりましては、今年7月から令和7年3月末までを期間として、子ども・子育て会議に部会を設置し、より集中的に議論したいと考えております。現在10回程度の開催を予定しております。

- (3)の部会の構成でございますが、会長の指名する委員、部会長をもって組織いたします。それぞれ9名程度を想定しております。なお、部会委員でない子ども・子育て会議委員もオブザーバーとして部会に参加できる形を執りたいと考えております。部会の委員の指名につきましては、資料2の子ども条例の取組の説明後にそれぞれの部会の委員を決めさせていただければと思います。
- (4)検討項目でございますが、小中学生アンケート、ひとり親家計調査の調査票設計及び分析、計画案の検討を予定しております。なお、9月に実施する予定の子どもの生活実態調査の調査票は、昨年度の子ども・子育て会議で審議済みとなっておりますので、こちらについては部会での議論を行う予定はございません。

3ページを御覧ください。5の主なスケジュール (予定) でございます。スケジュールにつきましては、以下記載のとおりでございますので、後ほど御確認ください。

資料1の説明は以上となります。

続きまして、少し長くなっておりますが、資料2の御説明をさせてい ただきます。

「世田谷区子ども条例と子どもの権利に関する報告書」を踏まえた今 後の方向性についての御説明でございます。

1の主旨でございます。世田谷区子ども条例は、施行から20年が経過 し、令和3年4月に東京都こども基本条例、令和5年4月にこども基本 法が施行されたことなどを契機としまして、これまでの条例や権利擁護を含めた子ども施策を評価・検証するため、令和4年度に子ども・子育て会議において子どもの権利部会を設置し、議論を重ねてきたところです。なお、別紙1といたしまして世田谷区子ども条例を添付しておりますので、こちらは後ほど御覧ください。令和5年3月に世田谷区子ども・子育て会議から「世田谷区子ども条例と子どもの権利に関する報告書」が区に提出されたところです。こちらの報告書は別紙2として添付してございます。こちらも後ほど御確認いただければと思います。

なお、この間、区議会からの御意見や、世田谷区子ども・子育て会議の中での議論、さらに本年4月のこども基本法の制定の趣旨なども踏まえまして、子ども計画(第3期)がスタートする令和7年度を目指しまして、子ども条例の改正に向けた議論を開始するというものでございます。

2の「報告書」の主な提言です。昨年度の子ども・子育て会議からい ただいた主な点は5点ございます。

最初に1点目、(1)ですけれども、現条例において、子どもの権利条約における4つの一般原則、ここに記載の①から④のとおりでございますが、これらを中心とした子どもの権利の明示が不十分じゃないかという御指摘をいただいております。

- (2)今の子ども条例において、地域社会の中での子どもの居場所、全ての子どもが意見を表明し参加できる子どもの意見の尊重、子ども・若者の実態把握や意見聴取から実施する評価・検証、推進体制などを新たに定義する必要があるのではないかという御指摘。
- (3)子どもが過ごすあらゆる場面において、子どもが意見を表明し、参加できる機会を継続的に設け、大人が受け止めた意見を子どもにフィードバックできる仕組みの構築に取り組むべきではないかという3点目の御指摘。

続きまして、2ページを御覧ください。

- (4)子どもの権利が守られた地域社会を実現するために、子どもの権利に関する広報並びに普及啓発、まずは広報が大事じゃないか、普及啓発が大事じゃないかという視点でございます。それと、子どもに関わる大人の人材育成等を積極的に展開すべきということで、子ども・若者も含めた連携と協働のネットワークの構築が求められるという御指摘。
- (5)子ども・若者施策の評価・検証について、様々な状況にある子ども や若者たちの参加による評価ができるよう、子ども・子育て会議や子ど も・青少年協議会等の既存の会議体の活用も含めて、第三者的な組織を

設け、推進体制とすることについて検討すべきではないかということの 以上5点でございます。

続きまして、3、今後の方向性です。

区は、これまで、子どもの権利条約に掲げる理念の下、条例に基づきまして、「子どもがすこやかに育つことのできるまち」の実現を目指し、子どもの人権擁護機関「せたホッと」の設置や子ども・子育て応援都市宣言の発布、児童相談所の設置を行うなど、子ども・子育てに係る支援を進めてまいりました。しかしながら、児童虐待ですとかいじめ等の子どもの権利や子どもの健やかな育ちが侵害されている現状がまだございます。子ども・子育て会議からの報告書の提言も鑑みながら、いま一度子どもや若者の参加の下、区議会、区民の意見を伺いながら、広く条例改正の議論が必要であると区のほうで今判断したところでございます。今後、世田谷区子ども・子育て会議及び子ども・青少年協議会において議論を、今日からですけれども、開始するとともに、子ども・若者を対象としたワークショップや区民の意見聴取等を行いながら、条例の改正に向けた議論を進めていきたいという考えでございます。

2ページ下のほうに検討体制のイメージ図を記載しております。子ども条例の改正に当たりましては、この図のとおり、子ども・子育て会議の中でまずは子どもの権利部会を設置し、さらに子ども・青少年協議会で小委員会での合同開催による意見交換も交えながら、進めていきたいと考えております。

続きまして、3ページを御覧ください。4、子どもの権利部会の設置 (案) についてでございます。

- 9月の第2回子ども・子育て会議において区が諮問いたしまして、子 どもの権利部会を設置いたします。部会が集中的に議論し、令和6年3 月に子ども・子育て会議から区に答申をいただきたいと、そのような流 れで考えております。
- (1)の設置期間は令和5年9月から令和6年3月末までということになってございます。資料1で御説明しました子ども計画(第3期)部会は令和7年3月までとなっておりますが、この点について少し異なります。
- (2) 開催頻度につきましては、おおむね毎月1回ずつ計7回程度を予定してございます。
- (3)構成につきましては、こちらの記載のとおりでございますが、先ほどの資料1での説明と同じように、9名程度を想定しております。子ども計画(第3期)部会と子どもの権利部会の委員の振り分けについては

後ほど会長より調整いただきたいと思っております。

(4)検討項目は、子ども条例の改正についてという中身です。別紙2の報告書の内容ですとか様々な背景を踏まえまして御議論いただきまして、 条例の骨子案を固めていきたいと考えております。

最後に5、今後のスケジュールは記載のとおりですので、こちらも後 ほど御覧いただければと思います。

私からの説明は以上でございます。

加藤(悦)会長

ありがとうございました。

今日は1回目の会議ということになりますので、一つ一つ確認したりですとか、あるいは疑問点とか不明な点などにつきましては質問を出していただきながら進めていきたいと思っています。

今、事務局から2つ、資料1と資料2をまとめて御説明いただいたわけですけれども、資料1が子ども計画を策定していくことの趣旨とかスケジュールに関する説明ということになります。2つ目が、今期は世田谷区の子ども条例を改正することを予定していますので、そちらの説明になります。今日は1回目ですので、今期の子ども・子育て会議でどういうことをどういう体制で議論していくのかといったところを中心に議論を進めていければと思っています。

一つ一つ進めていきたいと思いますけれども、まず資料1を再度見ていただければと思います。先ほど御説明いただきましたように、資料1の1ページ目の下のところに子ども計画策定のスケジュールが示されていまして、今年度、令和5年度、そして来年度、令和6年度、2年間かけまして令和7年度以降の世田谷区の子ども計画を策定していく、そういった作業に入っていくことになります。

子ども計画を策定していくに当たっては、ニーズ調査をして、そのニーズ調査を踏まえて支援内容とかサービス量などを導き出していくといった手続が必要になってきますので、2ページ目にはそのあたりの実態調査の流れといったものが示されています。

また、3ページ目には、主な令和5年度、6年度のスケジュールということで、それぞれの年度でどういった取組を進めていくのかということも表で示していただきました。

世田谷区の子ども・子育て会議は、議題とか報告事項もたくさんありますので、事務局からは少し説明時間を短く要点を絞って説明していただいていますけれども、今回1回目の会議ということになります。いろいろ分からない点とか不明な点とかも数多くあると思いますので、ちょっと質問の時間ということで、まずは議事の(1)令和7年度からの子ども計

画(第3期)の策定に向けた検討スケジュール等についてですけれども、 御意見とか御質問などがありましたら、よろしくお願いしたいと思いま すが、いかがでしょうか。

どんなことでも構いませんけれども、どうですか。大丈夫ですか。

委員

この計画的なところで言うと、例えばもう一つの理念のほうはそういうことはあまり気にしなくていいと思うんですけれども、最近ですと、エビデンスベースのEBPMじゃないですけれども、最初から、ある程度の効果を測定するために介入群と非介入群みたいなものを設けてみたいな、そういうふうなことをして、区民からの納得も得やすいようにするというのがあると思うんです。そういったこととかというのはこの中でも検討していくのでしょうか。アンケートを取るということで、そういうエビデンスベースの考えがきっとそこに含まれているのだろうなと思うんですけれども。

事務局

まさしくいろんな視点で議論を深めていきたいと思っておりますけれども、まずその議論を深めていくためにいろんな情報を収集して、いろんなアンケート、データで状況を把握する。まずはそこから、それを見ながら、昨年度の既に調査したものもございますけれども、そういった情報を確認しながら、今の社会、時世が現場の声としてどうなっているのかとかを含めて、今そこからかなと思っております。

その間、この後も、この調査だけでなくて、来年度、今年度もそうですが、現場の生の声じゃないですけれども、ワークショップとか、ティーンエイジ会議とか、来年度だと区がよくやるパブコメみたいな広報を使った形での声をいただきながら、いろんな総合的な部分を勘案しながら進めていくということで、もちろんそういった途中、途中でエビデンスなども確認しながら進めていくということになろうかと思います。

委員

ありがとうございます。

加藤(悦)会長

あとは、その計画を策定していくに当たっては、現行の計画の少し振り返りとか評価・検証みたいなところもちょっと生かしながら進めていくことになるかなと思いますので、またよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

委員

ちょっと論点がずれてしまうかもしれないんですが、策定作業というところは理解したつもりなんですけれども、場合によっては策定を待たずに、例えば来年度からも見直していくとか振り返りを踏まえて、見直せるところは見直せるというところもあるのかなと思うんです。例えば児童館が地域子育て支援館に全てなったということを踏まえて、現状がどうかということを報告いただいた上で、じゃ、来年度どうしていくか

みたいなところも議論の中に入ってくるのかどうか、ちょっとお伺いしたいんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

事務局

御質問ありがとうございます。お話しのとおり、令和7年度からの子ども計画、本当に大きな方針といいますか、そういった今後の将来像を 定めていくというようなイメージの計画でございます。

今、御指摘の個々のいろんな課題がございます。見直しは、もちろん 毎年適宜やっていくということになるかと思いますので、それも含めて、 昨年度、この子ども・子育て支援事業計画がございまして、その調整計 画の見直しをする中で、昨年度末に中長期の視点に立ったグランドビジョ ンというのも定めてございます。そういった中でも、今後、来年度、再 来年度のいろんな動きを含めて、今考えられる新規事業、拡充事業など も含めて、そこにも入れたりしておりますので、また毎年毎年、適宜必 要な見直しは進めていくということにはなります。

加藤(悦)会長

そうですね。まさにコロナ禍なんかはそうですけれども、いろいろ状況も変化していきますので、毎年計画を策定したからといって、5年先、10年先ではなく、毎年確認しながら状況の変化に対応できればと思っています。ありがとうございました。

ほかにはいかがですか。

あとは、先ほど御説明もありましたが、この子ども・子育て会議の場で、なかなかこの計画の詳細な部分、あるいは条例の詳しいところまで短い時間の中で話し合うということはちょっと難しいので、後ほど部会策定ということで、部会の委員などについてもちょっと検討させていただきたいと思っています。

そうしましたら、また何か子ども計画の件で御質問が後で思いつきま したら出していただいても構いませんので、それでは、取りあえずは議 事(1)の質疑については以上とさせていただきたいと思います。

続きまして、議事(2)の「世田谷区子ども条例と子どもの権利に関する報告書」を踏まえた今後の方向性について、御意見、御質問などがありましたらお願いいたします。今度は資料2のほうになります。

先ほどの説明は、この資料2を基にして進めていただきましたが、関連する資料といたしましては、現行の世田谷区子ども条例が添付されています。あともう一つ、ちょっと分厚い資料が入っていますが、別紙2ということで、これは前の子ども・子育て会議の子どもの権利部会で話し合われた結果ですけれども、「世田谷区子ども条例と子どもの権利に関する報告書」が配付されておりますので、それらも関連した資料ということになります。いかがでしょうか。

世田谷区の子ども条例は、制定されたのが平成13年で、何度か改正がされているんですけれども、先ほど説明のあったせたホッと、公的第三者機関などが設置されたときにも改正されているということになります。何度かこれまで改正を積み重ねながら、子ども条例ですので、子ども施策を考えたり、あるいは支援を展開していくときの世田谷区の子どもの憲法みたいなものかもしれませんけれども、今回その改正を予定しています。

久保田さん、何か補足とかありますか。

委員

昨年私もこの子どもの権利部会に入らせていただいて、この報告書も 4回ぐらい部会を開いて、かなり長い時間議論をした上で、作成させて いただいたものになっています。その中では、この報告書の中にも幾つ か書いてありますけれども、他の自治体であったり海外も含めての取組 なんかも参考にしながら議論をしたという形です。

世田谷区が子ども条例をつくったときには、自治体でこの条例をつくるということ自体が非常に新しい取組だったわけですけれども、やっぱり20年間の間にほかの自治体とかがつくっていく中でいくと、ちょっと古くなっているというか、社会情勢も変わっている部分もあると思います。感覚的には、子ども主体、子どもの権利をよりこの20年で重視するような社会情勢になってきているのかなというのは非常に感じているところで、そのあたりがやはり20年前につくった子ども条例では少し足りていない部分があるのではないかということで、この報告書をまとめていったような形になります。

先ほど加藤会長からも、この子ども条例が憲法というか、先ほど啓発といったお話がありましたけれども、やはり世田谷区の中で全体に子どもの権利を浸透させていく意味では、この子ども条例が一つ柱になってくるであろうと考えています。今後、啓発、広報していく上で、この子ども条例がその軸となるような、ですので、誰にでも分かりやすく理解しやすい、しかも子どもを主体としていると伝わるような子ども条例を新たにつくっていくという方向性で検討を進めてきたところです。これが3月に前会長でもある森田先生を中心に、保坂区長にもお伝えをしてやっていこうと一致団結で進んできている状況ではありますので、そのあたりを踏まえて今後の具体的な子ども条例の改正に向けて動いていければなと今考えているところです。

そのあたりのプロセスを知らない新しい委員の方がたくさんいらっしゃると思いますので、それはあくまで昨年度の部会で話し合われて決めたと。あと、もちろん子子会議のほうでも承認いただいておりますけれど

も、やっぱり新しい視点、多様な視点をまた取り込みながら、世田谷区 ならではの子ども条例が新しいものとしてつくれればと思っております ので、ぜひ見ていただいて、率直な感想であったりだとか、こういう視 点もあるんじゃないのといったところは新しい委員の方たちからもたく さんいただければなと考えております。

加藤(悦)会長 ありがとうございました。

いかがでしょうか。もし御質問等ございましたらお願いします。

そうしましたら、議事(2)の質疑については以上とさせていただきます。 それでは続きまして、子ども計画(第3期)部会と子どもの権利部会 についての部会委員の選出を行っていきたいと思います。先ほどお伝え しましたように、子ども計画についてさらに詳しく話し合うための部会、 そして、子ども条例の改正に向けた議論を進めていく部会の部会委員の 選出ということになります。

事務局から説明がありましたが、それぞれ9名程度ということですが、 会長が指名する者を部会委員とするということで、学識経験者のメンバー から私も含めて四、五名程度、事業者や団体、区民委員の皆さんから四、 五名程度お願いしたいと考えています。

まず、子ども計画部会ですけれども、学識経験者から、前回に引き続きまして、先ほどの名簿で言いますと2番目の佐藤委員、そして3番目の米原委員、そして新たに6番の西委員にお願いしまして、それで私も入り4名、そして事業者、団体の皆さんからは、前回に引き続きまして6番の金子貴昭委員、そして新たに3番目の加藤剛委員、4番目の小嶋委員、5番目の石井委員の4名、そして、区民委員、PTAの皆様におきましては区民公募委員の奥村委員、安藤委員、橋本委員の中から一、二名お願いできませんでしょうか。もし可能でしたら、区民委員の皆さんから計画部会に1名、そして子どもの権利部会のほうに一、二名お引き受けいただきますと助かりますが、お引き受けいただける方は挙手をお願いできますでしょうか。いかがですか。

[安藤委員挙手]

加藤(悦)会長 計画のほうをお願いできますか。それでは、安藤毅委員に計画部会の ほうに入っていただくということにさせていただきます。ありがとうご ざいました。

> それでは、子ども計画部会については以上のメンバーとさせていただきますが、よろしいでしょうか。それでは、よろしくお願いいたします。 続きまして、子どもの権利部会ですけれども、学識経験者から、前回に引き続きまして、1番の久保田副会長、そして新たに3番の猪熊委員、

7番の林委員、8番の半田委員にお願いをしまして、私も含めて5名、 続きまして、事業者、団体の皆さんから、1番の髙橋委員、2番の三瓶 委員の2名、そして、区民委員、PTAの皆様におかれましては、可能 であれば、計画策定部会委員、安藤委員以外の区民公募委員の中から一、 二名程度お願いできないでしょうか。お引き受けいただける区民公募委 員の方は手を挙げていただけますか。

[奥村委員、橋本委員挙手]

加藤(悦)会長

では、奥村委員、橋本委員、ありがとうございます。

どうもありがとうございました。それでは、子どもの権利部会は以上のメンバーとさせていただきますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

続きまして、それぞれの部会の部会長についてなんですけれども、こちらは子ども・子育て会議会長が指名する委員をもって充てるとありますので、子ども計画部会の部会長に関しては、ちょっと私が務めさせていただくということにさせていただければと思っております。そして、子どもの権利部会の部会長は、前記報告書の作成にも携わっていただいている久保田副会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、以上のメンバーを中心に、それぞれの部会での議論を進めたいと思いますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。また、事務局からの説明にもありましたけれども、部会委員でなかったとしても、オブザーバーとして部会参加は可能としていますので、部会の開催日程につきましては事務局から委員の皆様にお知らせしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、審議事項は以上となります。また何か気づいた点がございましたら御発言いただいて大丈夫ですので、よろしくお願いします。

それでは、次第の2、報告案件に入りたいと思います。

報告案件1つ目の資料3になります。地域における放課後の子どもの 居場所づくり検討の進め方について(検討委員への協力依頼)について 事務局より報告をお願いします。

事務局

この4月から子ども・若者部の児童施策推進担当副参事ということで着任しました渡邊と申します。よろしくお願いいたします。私のほうは、民設民営の放課後児童クラブであったりだとか、児童館、あとはプレーパークの整備だとかを主に担当させていただいております。よろしくお願いいたします。

資料について御説明させていただきます。それでは、地域における放

課後の子どもの居場所づくり検討に関する協力依頼につきまして、公募 区民委員の方にお話しさせていただければと思います。資料番号3を御覧ください。

区では、現在、子ども・子育て支援事業計画調整計画の重点1「子どもが地域の中で自ら生きる力を育むことを支えます」の中で、子どもが自ら放課後等の居場所を選び、遊び、成長することができる環境を充実させていくことを示しております。未整備地区における児童館整備や地域資源の開発などに力を入れているところです。また、国においても令和3年12月に閣議決定されましたこども政策の新たな推進体制に関する基本方針で、今後、子どもの居場所づくりに関する指針を取りまとめ、当該指針に基づく取組を強力に推進することとしており、現在指針の策定に向けた検討が進められているところです。

こうした状況を踏まえまして、令和7年より新たに開始する区の次期子ども計画策定に向けての動きを意識しつつ、既に子どもの居場所として実践されている様々な立場の方々を委員としてお招きしまして、子どもの放課後の居場所づくりの今後の在り方に関する意見交換等を行う検討会を子ども・子育て会議とは別に組織する形で設置しまして、今年度後半から約半年間にわたって検討していく予定としております。

つきましては子ども・子育て会議の公募区民委員の方にも本検討会の 委員として御参加を賜りたく、御依頼させていただく次第でございます。

検討会の委員構成につきましては、資料中央2のとおり、公募委員の ほかに学識経験者や日頃子どもの居場所づくりに携わっている運営団体 の責任者等、計10名程度を予定しており、子ども・子育て会議の委員の 中からは学識経験者として加藤会長、学習支援の運営団体のお立場でき ぬたまの家の三瓶委員にも御参加いただく予定でございます。

スケジュールとしましては、令和5年10月頃から第1回検討会を実施しまして、月1回程度の頻度で令和6年3月までの間に計5回程度の開催を予定しております。日程につきましては今後調整させていただきたいと思っております。

協力のお願いをさせていただきます人数なんですけれども、公募委員の中から 1名を考えておりまして、検討会 1回の出席について謝礼をお支払いさせていただきます。また、会議についてはZoomでの出席も可能としております。

いきなりの御依頼となってしまって大変恐れ入りますけれども、できれば1名、この場でもし御協力いただけるという方がいらっしゃればお願いしたいなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

[奥村委員挙手]

事務局

奥村委員、すみません、ありがとうございます。それでは、奥村委員 には改めて児童課の担当から御連絡をさせていただきたいと思いますの で、よろしくお願いいたします。

私のほうからは以上になります。ありがとうございます。

加藤(悦)会長

ありがとうございました。ただいま事務局から説明のありました件について、御意見、御質問などがあればお願いいたします。子どもの居場所づくり検討会という小委員会を設置して議論を展開していくということになりますが、いかがですか。

世田谷区の場合には、区立児童館という公的な社会資源を持っていますので、そういった児童館も含めた居場所の質向上、機能強化を図っていくということになるかなと思いますので、また御協力をよろしくお願いいたします。

これは開かれた会議ではないんですか。さっきの部会ですとどなたでもなんていう話でしたが、どういう予定ですか。まだそこまでは。

事務局

そうですね。詳細はまだ完全に決め切れてはいないんですけれども、 特に閉じる必要性もないのかなと思っておりますので、基本的には開か れた会議にはしたいかなと思っています。

加藤(悦)会長

ありがとうございました。

それでは、本件については以上とさせていただきます。

続きまして、報告(2)の資料4、令和5年度保育待機児童等の状況について、事務局より御説明をお願いいたします。

事務局

保育課長の伊藤です。令和5年度保育待機児童等の状況について御報告いたします。

2ページの別紙1、待機児童等の状況についてを御覧ください。

1の今年4月1日現在の保育待機児童の状況でございます。保育施設の定員数は前年に比べ71人増えまして、2万923人となりました。また、今年度の待機児童数は4年ぶりに待機児童が生じまして10人となりました。

待機児童の算出でございますけれども、2の保育所等利用待機児童算 出の内訳を御覧ください。

左の列の①、4月1日現在、保育の必要性の認定がされ、認可保育園等特定教育・保育施設の申込者または特定地域型保育事業申込者で、まだ入園できていない状況が1270人でございます。この数から、②から⑫まで全てを差し引いた数が待機児童になります。

②入園申込みの時点で育児休業の延長を希望した世帯は44人増え、571

人となっております。申込み時点では新型コロナの影響がまだ残っていたことなどによって、育児休業を延長する企業等が増えたのではないかと推察しています。

認証保育所の設置数ですが、上の表ですと2施設減少しまして、定員 も67人減っておりますが、下の表の⑥認証保育所で保育を受けている児 童数は24人増え、129人となりました。

⑨自宅から30分未満で登園可能な距離の特定教育・保育施設等に空きがありながら入所できていない児童数は49人増え、294人となりました。 待機児童10人はいずれも1歳児で、昨年度0歳児人口が増加したため申込みが増えたことが一因となったと考えておりまして、これまで3年連続で待機児童がゼロとなっておりましたが、ぎりぎりのところで推移してきたものと推察しております。

続いて次のページですが、5年間の推移をまとめたものになりますので、後ほど御確認をお願いしたいと思います。

その次の4ページ、別紙2を御覧ください。

1、保育を取り巻く現状についてです。(1)、(2)は後ほど御覧いただきたいと思います。

次のページの(3)です。(1)、(2)の状況から、就学前人口が大きく減少している中、また、入園申込者数もほぼ横ばいというのが(1)、(2)に書いてあるんですけれども、そのことから、引き続き保育施設の利用意向は高い状況です。令和2年から3年連続で待機児童を解消していたものの、令和5年度では玉川地域と砧地域の1歳児において10人の待機児童が発生することとなりました。玉川地域においては区立等々力中央保育園の移転統合による開園が、4月のところが7月以降となったことで、また、砧地域では大規模マンションの建設等が影響しています。一方、地域や年齢によって欠員が多く生じている施設もあることから、保育需要の偏在が拡大している状況がうかがえます。

(4) 0歳児の欠員の状況についてです。令和5年4月に向けた入園選考では、0歳児の申込者数が117人減少した影響もありまして、4月時点での0歳児の欠員が前年度から92人増加し297人と過去最大となりました。0歳児人口や入園申込者数の推移を踏まえますと、今後も0歳児の減少傾向は続くことが見込まれますので、0歳児定員の設定や欠員への対応に関する検討を加速させてまいりたいと考えております。

6ページを御覧ください。認可保育園等の欠員の状況についてです。 待機児童となった1歳児でも5人減少しているものの、69人の欠員が生 じております。また、1歳児以外の全ての年齢で欠員が増加している状 況です。これにつきましては、例年就学前人口の減少に伴う入園申込者 数減少の影響を受けたものと推察しております。なお、昨年度における 4月時点での0歳児の欠員は、その後、年度途中の入園が進みまして、 9月には解消されております。

2の今後の取り組みについてです。

(1)保育待機児童を発生させない取り組みについてです。

今般4年ぶりに待機児童が生じることになりましたけれども、保育需要の地域偏在や就学前人口の減少等を踏まえて、新たな施設整備ではなく既存施設を有効活用した待機児対策を行ってまいります。

令和5年の4月に向けての対応としましては、入園選考申込者数の増加を踏まえて、区立保育園での定期利用保育の再開や弾力化解消の取りやめに加えまして、私立保育園も御協力いただき定期利用保育を実施したことで、待機児童が生じましたが、一定の効果がありました。今後も適正な定員の設定と一時保育の拡充等、長時間の預かりと在宅子育て家庭を含めた保育園の利用を希望される全ての家庭に御利用いただける環境を目指してまいります。

認可保育園への利用希望が引き続き高いものの、認可保育園に入園できなかった児童のうち、認証保育所を利用する児童の数は前年よりも増加しました。認可保育園に入園できなかった児童の受皿としての役割を果たす認証保育所を引き続き支援するため、都が令和4年度より実施する認証保育所における学齢時の受入れについて、学齢児及び未就学児の安全を確保するための一定の基準を設けた上で、事業者の自主的な受入れを可能としてまいります。また、既に事業決定している認証保育所の認可移行につきましても、法人の意向を踏まえて対応してまいります。

(2) 定員弾力化の現状と解消の目安についてです。

保育待機児童対策の一環として実施してまいりました定員弾力化ですが、令和5年4月時点では、区立保育園で214人分、私立保育園で124人分の定員弾力化を実施しておりますが、令和5年度に向けましては入園選考申込者の動向を踏まえて一定数の弾力化解消を進めたところです。今後も入園選考申込者や待機児童の状況等を勘案し、優先的に解消を進める対象地域や年齢を明確にするなど、計画的な弾力化解消を進めてまいります。

御報告は以上になります。

加藤(悦)会長

ありがとうございました。今回10名の待機児が出たということで、世田谷区の待機児については全国的にも多くの人が注目していますので私も新聞記事で知りましたけれども、そのあたりの詳しい状況ですとか、

一方で欠員の状況なども出ている中でどう対応していくのか、なかなか難しい状況も含めて御説明いただきましたけれども、御意見、御質問などがございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

委員

2つあるんですけれども、1つは、今のお示しいただいた資料4の6ページ目の認証保育所の学齢児の受入れというのは、要は学童みたいな形で使っているということなんですか。

それともう一つ、7ページ目の弾力化の解消ということで、すごくいいことだと思うんですけれども、弾力化することでの保育園の運営者にインセンティブというか、弾力化することでのプラスアルファのお金というのが出ていたと思うので、そのあたりが運営費に響いてくるということはないのでしょうか。

その2つをお願いします。

事務局

認証保育所につきましては、学齢期のお子様もお預かりできるということで、認証保育所0-2のお子さん中心ですけれども、そこの中で安全に配慮しながら放課後のお預かりをするというところも対象になります。弾力化解消で確かにいろんなインセンティブがありましたけれども、解消することで保育の運営面での負担が一定程度軽減されることもあり、そういったことも踏まえながら、事業所とも相談しながら対応していきたいと思っております。

事務局

すみません。学童のことに関してなんですけれども、今、私のほうで 民設民営放課後児童クラブの整備で提案型と誘致型という形で整備を昨 年度からちょっと始めているところでして、まさに一部の認証保育所の 方から区の補助事業下で、認証保育所の中で学童としてやれないかとい う御相談は確かにいただくところは幾つかありました。

ただ、安全面だとかいろいろ確認すると、なかなか難しいということは事業者さんともお話をする中でおっしゃってはいたところなので、申し訳ないんですけれども、今現状預かっているかどうかというそこの確認はできていないんですけれども、認証保育所のほうもなかなか難しいという課題感を持ちながら悩まれているという確認はしているところです。

委員

猪熊先生の鋭い御質問があったところなんですけれども、今、人数の 御報告をいただいたところなんですけれども、もちろん質の問題だとか、 配置基準の問題だとか、作業難のことだとか、誰でも保育ではないです けれども、これからの保育ニーズといういろんな課題がある中での人口 動態の御報告だったかと思います。ひいては、今回の計画の策定、子ど もの権利部会においても話し合うことが、またこちらにもいい影響を与 えるものになると思いますし、ならさなければいけないところがございますので、ごめんなさい、ただの意見なんですけれども、そういったところをお含みおきいただければと思います。

加藤(悦)会長

ありがとうございました。また部会の中でいろいろとお話をして深めていければと思っております。

委員

資料4の2ページの待機児童算出の内訳のところで、②と⑨を足すと 7割ぐらい希望していて入れなかった人の振り分け先が、この②と⑨が ほとんどだと思います。実際、入園申込みの時点で育児休業の延長を希 望した方の中には、やっぱり入れなかったので諦めて育児休業を延長し たということで、表面的に待機児童ではないように見えている方、⑨も 似たようなことがあると思うんです。あと、実際に空きがもう出てしまっ ているというところが、非常に需給ギャップが大きいように思うんです けれども、このあたりは今後どういうふうに考えていかれるのでしょう か。

事務局

特に⑨の中で10月までに申込みを再度していただける方が少なくて、7割ぐらいが、大体4月の申込みから6か月の継続の選考を経て10月にもう一度申し込むという方ではないということもありました。かつ、特定の園だけを御希望される方というのも中にはいらっしゃるもので、そういった意味合いもあるという数字ではあるんです。ただ、やはり希望されて入れなかったというところがありますので、この間、5月、6月の選考でも徐々に欠員は埋まってきていてということは、希望されている方もそうやって入っていけてはいると。4月時点では確かに10人という状況がありましたけれども、トータルで推移を見ながら、引き続き対応していきたいとは思っております。ただ、一方で少子化の状況もあるので、そこも踏まえた定員設定だとか、いろいろ見ていきたいとも思っております。

加藤(悦)会長

ありがとうございました。ほかにはいかがでしょうか。

それでは、本件については以上とさせていただきます。

続きまして、報告の3番、資料5、認可保育所等の第2子保育料無償 化および認可外保育施設等多子世帯負担軽減の拡充についてということ で、事務局より御説明をお願いいたします。

事務局

子ども・若者支援課長、嶋津から御説明させていただきます。資料 5、認可保育所等の第2子保育料無償化および認可外保育施設等多子世帯負担軽減の拡充についての御説明でございます。

1の主旨でございます。

令和5年10月から東京都が実施する保育所等保育料の多子世帯負担軽

減事業の拡充を活用いたしまして、区の認可保育所等の第2子の保育料 を無償化するとともに、認可外保育施設等利用者の多子世帯負担軽減の 補助の拡充を行うものでございます。

- 2、無償化・拡充内容でございます。
- (1)認可保育所等の保育料でございますが、0歳から2歳児クラスの住民税課税世帯における第2子について、区で定める児童1人当たり月額保育料がこれまでの半額から無償化となります。第3子以降は既に無償化済みですので、第2子以降の保育料について無償化ということになります。

続きまして、(2)認可外保育施設等の保育料補助でございます。

まず、①認証保育所でございますが、0歳から2歳児クラスの住民税課税世帯における第2子以降について、現状は区市町村税所得割課税額により異なる児童1人当たり月額保育料補助上限額の基本額を設定しております。それに多子加算額を加えて補助しているところでございますが、認可保育所等の第2子保育料無償化と整合を図るため、保育料補助上限額の所得階層を撤廃し、実質無償化となるように補助上限額を拡充するというものでございます。

図は保育認定(保育の必要性)がある世帯で、第2子以降の補助上限額6万7000円を拡充しております。2ページを御覧ください。こちらの図は、保育認定(保育の必要性)がない世帯で、第2子以降の補助上限額を5万2000円に拡充します。3歳から5歳児クラスは第2子保育料補助上限額を第3子以降と同額に拡張いたします。

次に、②保育室、保育ママでございますが、住民税課税世帯における第2子について、現状は児童1人当たり月額基本保育料と認可保育所等の保育料との差額を補助しておりますけれども、こちらは認可保育所等の第2子保育料無償化と整合を図るため、保育室は4万5000円、保育ママは2万5000円を補助し、無償化するものでございます。

次に、③企業主導型保育施設等その他の認可外保育施設でございます。 第2子の保育料補助上限額を第3子以降と同額に拡充するものですが、 補助額は施設種別等により異なっております。

続きまして、(3)私立幼稚園等の保育料補助でございます。

まず、①多子計算に係る保育料補助でございます。こちらは新制度未移行幼稚園が対象となります。区市町村税所得割額が7万7101円以上の世帯において、第2子以降に係る多子計算の年齢制限を、今まで小学校3年生までの兄・姉を有する幼児としておりましたが、18歳までの兄・姉を有する幼児に拡充するというものでございます。

次に、②預かり保育の保育料補助でございますが、保育の必要性がある第2子以降の満3歳児を有し、預かり保育を利用する住民税課税世帯に対しまして、児童1人当たり月額1万6300円を上限に補助を拡充するというものでございます。

続きまして、(4) 定期利用保育事業の保育料補助でございます。1 歳から2歳児クラスの住民税課税世帯における第2子以降について、これまで補助対象外だったところ、児童1人当たり月額4万2000円を上限に補助を拡充するといったものでございます。

3の事業開始日でございますけれども、令和5年10月1日でございます。

続きまして、3ページ以降は別紙1、2、3とそれぞれついておりますが、今の御説明の改正前、改正後の額を対比した表になっておりまして、あと、想定対象人数などを記載したものとなっております。こちらは後ほど御覧いただきたいと思います。

説明は以上でございます。

加藤(悦)会長 ありがとうございました。

東京都の事業実施に伴う今回の区の施策ということになりますけれども、基本的には子育て家庭にとってはプラスになるものなのかもしれませんけれども、なかなか保育所というものが、児童福祉法に基づく児童福祉施設なわけですけれども、少子化対策であったり、子育て支援策であったり、様々な周囲の状況によって、いろいろな施策によって影響を受けているなということをちょっと印象として感じました。養成校に勤めている立場としましては、保育現場で働いている保育者をもっとサポートしてほしいといった思いもございますけれども、いかがでしょうか。今の御説明について御意見等ございましたらお願いいたします。

委員

すみません、何度も申し訳ありません。この認証保育所における、あと認可保育所、0から2歳児クラスの住民税課税世帯における第2子というのは、幼稚園のところでは、これまで小学校3年までの兄・姉を有する幼児になっていたんですけれども、それでいいということでしょうか。それと同じですか。幼稚園ではなくて、保育園……。保育園で0-2歳までに2人いるのはなかなか珍しいので。

事務局

担当の係長から答えます。

事務局

保育認定・調整課の認証保育所担当の北川と申します。今の御質問ですが、保育園については年齢の制限なく純粋に2番目のお子様ということで、第2子というふうにカウントしております。

事務局

そういう意味では、私立幼稚園のほうが今まで小学校3年生、ようや

く18歳までということで、対象が広がったということのちょっと制度の 違いによるものでございます。今回の東京都の通知に基づいて、それに 倣った形での拡充という内容になっております。

委員

ありがとうございます。

あともう一つ、2ページの保育認定のない世帯に対する補助ということなんですけれども、これは保育認定がないけれども認証保育所に預けている方全てということになるわけでしょうか。

事務局

はい、おっしゃるとおりでございます。基本的に認証保育所を御利用の方については、保育料補助を受けることができるんですが、この制度自体が認可保育園に入っている場合の保育料との差額を補助するという制度の趣旨でありますので、保育認定がないということは認可保育園に入園することができない世帯になりますので、そういった意味で少し金額に差をつけているというものになります。

委員

ありがとうございます。

加藤(悦)会長

ありがとうございました。ほかによろしいでしょうか。

それでは、本件については以上とさせていただきます。

続きまして、次は報告の(4)です。資料6の認可保育園等の入園等に関する利用・調整基準の見直し及びスケジュールの変更について、事務局より御説明をお願いいたします。

事務局

それでは私のほうから、資料 6、認可保育園等の入園等に関する利用・ 調整基準の見直し及びスケジュールの変更について御報告いたします。

今回、区民等から寄せられた御意見を踏まえ、認可保育園等の入園、 在園に関する取扱いを改善するもので、3点ほど御報告いたします。

まず1点目、認可保育園等の入園に関する利用・調整基準見直しについてです。認可保育園等については、子ども・子育て支援法や区の条例、規則に基づき、利用調整の方法を定め、保育利用の必要性の度合いを指数化したポイント制により入園選考を実施しておりますが、保護者の状況の類型の見直しを行いました。

見直し内容ですが、現在、就労については、居宅内での労働について 自営や個人事業主と内職とでは、同じ就労日数、時間であっても、抜粋 の表のとおり、内職の基準指数が低く設定されております。昨今就労が 多様化しており、実態として内職に該当する方はおりませんので、内職 を自営等と同等に整理する必要がありまして、②の表のとおり、居宅内 外、就労形態を問わず類型を就労に一本化いたします。

(3) 今後の予定ですが、7月に規則改正し、周知を経て、10月入園から適用いたします。

2ページを御覧ください。

次に、2点目の入園選考スケジュールの変更ですが、本年11月入園から来年4月入園の申込み締切日と結果公表日の前倒しになります。

- (2) 見直し内容ですが、例年11月入園から4月入園までの選考は4月入園に向けての業務と並行しており、短期間に集中して行うため、変則的な日程となっています。昨年度、特に育児休業から復帰して4月入園を予定している保護者にとっては、勤務先と調整するためにできる限り早く選考結果を知りたいとの要望が上げられたこともありまして、②見直し結果の表のとおり、結果公表日を数日程度早め、入園申込締切日も同程度前倒しいたします。
- (3) 今後の予定ですが、9月発行の「保育のごあんない」や区ホームページで周知いたします。

最後に3点目、在園児童のきょうだいの出生に伴う財源期間の制度の 見直しについてです。

お子さんを保育園に在園させているときに出産し、育児休業を取るとき、在園しているお子さんの在園継続制限の見直しになります。

- (2) 見直し内容ですが、区は待機児童の課題を踏まえ、在園児童のきょうだいが出生したことによる育児休業の取得に当たっては、在園しているお子さんのクラス年齢に応じて在園期間の制限を行ってきました。具体的には、出生児が満1歳を超える地点で引き続き育児休業を取得する場合、在園しているお子さんが2歳児クラス以下であれば年度末まで在園可能でした。育児休業取得を推進する必要もありまして、3ページ目②、見直しの結果、在園期間の制限を撤廃いたしますので、きょうだいが出生後、引き続き育児休業取得しても在園している子さんは継続となります。ただし、在園時にかかる育児休業を再取得した場合の在園については、育休は在園要件外ですので認めておりません。
- (3) 今後の予定ですが、9月発行の「保育のごあんない」、区ホームページで変更内容を周知いたします。

説明は以上になります。

加藤(悦)会長あり

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明のありました件につきまして、御意見、御質 問等ございましたらお願いいたします。よろしいですか。

それでは、本件については以上とさせていただきます。

続きまして、最後の報告(5)です。資料7の令和4年度世田谷区児童相談所運営状況(事業概要)等報告(速報版)についてということで、事務局より御説明をお願いいたします。

事務局

児童相談所長の河島より御報告させていただきます。

資料を御用意していますのは、令和4年度の世田谷区児童相談所の運営状況ということで、速報版となっております。確定版については8月とスケジュールに書いていますが、8月から9月頭ぐらいの区ホームページでの公表を予定しております。

世田谷区児童相談所は令和2年4月に開設いたしまして、この4月からで4年目となっております。本日は、昨年度の運営状況についてまとめておりますので、数値について御報告いたしますが、速報版と申し上げていますのは、現在、数値を国に提出して精査中ですので、ほとんどないとは思うのですけれども、変更が生じる場合がございますので、今回速報版というふうにさせていただいております。

では、資料のかがみ文の点線で囲んである部分を中心に、ボリュームが多いので、時間もあんまりございませんので、かいつまんで御説明をさせていただきたいと思います。

クリップをお外しいただきまして、別紙とつけているのが本編の報告書でございます。報告書を開いていただきまして、12ページ、相談の受理状況等でございます。

そのほかの組織体制ですとか職員数ですとか、毎年こちらの会議でも 御報告しているんですけれども、大きく体裁といいますか、項目自体変 更している点はございません。

12ページの相談の受理状況等ですが、経年変化も書いておりますけれども、令和4年度2356件の相談を受付しております。令和3年度からでは123件増加いたしました。相談経路別になっておりまして、警察からの相談が855件と最も多くなっております。これも例年どおりで、次いで家族・親族、近隣・知人という形で御相談をいただいております。また、受理した児童相談、虐待の相談については13ページで1771件となっておりまして、こちらも73件昨年より増えております。

その中身を、この後ろのほうにページが続いているんですけれども、 16ページのところです。虐待の種別で見ていきますと、心理的な虐待が 世田谷区の場合大変多くなっております。心理的虐待が7割強を占めて おりまして、警察からの通告が多いと申し上げたんですけれども、面前 DVということで、御夫婦間での争いをお子さんの前でということで、 それで警察を呼んでという形での相談とか通告が多くなっております。

続きまして、ちょっと駆け足ですけれども18ページ、児童虐待相談の対応状況等でございます。令和4年度の件数としましては、児童相談所が1683件、子ども家庭支援センターが1820件、合計で3503件となってお

ります。この対応件数といいますのは、受理された通告に基づきまして 相談履歴、家族状況の調査、児童の心理診断などを行い、その後、援助 方針を決定し、対応したケースの件数となっております。これは夏ぐら いに全国の児童虐待の統計がニュース等になると思いますけれども、そ こで使われる件数になっております。

続きまして、どんどん行くので後ほどこの冊子をお読みいただければ と思うんですけれども、33ページに、かなり飛びますが、今飛ばしたと ころは私どもの児童福祉司、児童心理司、保健師、医師、弁護士の活動 状況を記載しておりますので、後ほど御覧ください。

33ページは一時保護の状況です。区の児童の一次保護の人数は155人となっておりまして、令和3年度より32人増加しております。そのうち129人が区の一時保護所で保護を行っておりまして、その他26人は区外の乳児院や里親など、世田谷区の保護所とは別の場所で保護を行ったということです。区の児童の一時保護の理由は虐待が最も多く、98人となっております。これはどこの児童相談所も割と同じ状況かなと思います。

次、35ページ、社会的養護の状況です。社会的養護とは、親の死亡や 虐待、児童の心身状況から家庭での養育が困難になったなど、家庭での 養育ではなく施設や里親により養育を行うことで、令和5年3月31日現 在、施設や里親等への入所措置、養育委託をされている区の児童は126人 となっています。

これは東京都から引き継いだときからだんだん減ってきておりまして、他自治体と比べても世田谷で社会的養護を活用する子どもは、人口規模からすると割と少ないかなと見ております。心理的虐待が多いということで、全くおうちに帰せないという子は他自治体と比べてそれほどいないといいますか、ただ、やはり中には本当に親子関係がなかなか難しいという御家庭も多くて、そのあたりの調整は日々苦慮しているところでございます。

続きまして、38ページは里親支援の取組ということで書いています。 今日いらしていますけれども、世田谷区里親支援のところでフォスタリング業務という里親のリクルートから、いろいろ里親さんを支援してと、いろんな業務があるんですけれども、そこは開設以来、東京育成園さんに委託をし、今年度からは、さらに包括的な委託ということで、里親さんの支援もそうですし、子どもと里親さんのマッチング業務ですとか、そういった様々な里親さんに係る業務を包括委託ということで、新たにスタートしております。とはいえ、児童相談所の責務は変わらずありますので、今、児童相談所の中にフォスタリングの職員の方も同じように 机を並べて日々連携しながら業務をしているところです。

続きまして、41ページでございます。(4)です。こちらは養育家庭の登録数及び委託児童数ということで、開設以来、徐々に徐々に登録数が増えておりまして、養育家庭の登録数は64家庭、委託児童数が29人で、そのうち13人が区の児童になっております。

続きまして、42ページでございます。里親委託率について記載させていただいております。こちらも養育家庭さんが増えているのと同じように、徐々に徐々にではございますが、26.9%という形で少しずつ増えているところです。

続きまして、50ページです。こちらはかがみ文のほうには掲載していないんですけれども、昨年度行ったトピックスとして、児童相談所の第三者評価を受審しております。国のほうでも設置して受けるようにということがあるんですけれども、国のガイドラインの項目にのっとって、全部で65項目あるんですけれども、各所というか、児童相談所内の自己評価、あとは子どもとか、子ども家庭支援センター、里親さん施設などにアンケートをお送りして、チェックしていただく、そんな形での第三者評価を受けています。実際に第三者評価の委託をした事業所の方がうちの所内にもいらして、会議等も実際に入って、そちらのほうで受けた結果がこちらの50ページ、51ページに掲載させていただいております。

結果としては、項目は後で御覧いただければと思うんですけれども、65項目中、S「優れた取り組みが実施されている」というものが4項目、A「適切に実施されている」という項目が58項目、B「やや適切さにかける」という項目が3項目ございました。

Sとされた点ですとかBとされた点についてはこちらに記載しておりますので、後ほどお読みいただければと思うんですけれども、とりわけ基礎自治体になって、児童相談所と子ども家庭支援センターの情報共有のシステムが充実しているなど、そういった点が評価をされています。

Bとされたところについては、権利ノートの説明を誰から受けたかというアンケートの項目で、施設の職員や里親と答えた子どもの割合が少し高かったので、私どもの児童福祉の子どもの権利擁護に対しての取組について、いまひとつ課題があるのかなという点で御指摘をいただいております。

この点について、今後の取組を52ページの2番目のポツのところに「子どもの権利擁護にかかる周知については、社会的養護の下で暮らす子どもに対し、措置入所等の際に子どもの権利ノートを年齢や発達状況に応じて丁寧に説明を行うほか、施設訪問時に定期的に再周知を図ることを

徹底する」と記載しております。早速もう4月、年度替わりがありましたので、職員には施設に行ってしっかり説明するようにという指示を出したところでございます。

すみません。ちょっと長くなりましたけれども、あとは、私どもでやっている研修のことですとか、もろもろ記載が後ろのほうに書いておりますので、後ほど御覧いただければと思います。説明は以上です。

加藤(悦)会長

ありがとうございました。23区の中ではかなり早い時期に区立児童相談所として設置されまして、様々な実績、あるいはその評価結果も含めて御説明いただきましたけれども、いかがでしょうか。御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

委員

ちょっと3点ほど質問させてください。

まず1点目ですけれども、報告書13ページの受理状況の中で、虐待が増えているのは、まあそうでしょうけれども、触法がここ2年間で大分増えているんですけれども、これは児童相談所として、なぜこの件数が倍増という形になっているのかというところをどう捉えているのか、教えていただければと思います。

2点目としては、開設4年目ということで、22ページに児童福祉司1 人当たりの児童虐待相談対応件数ということで書かれております。ほかの自治体とかも見ますと、やっぱり児童福祉司のメンタルヘルスの問題が出ているなというところが結構ありますが、その辺が世田谷区児相では、今、職員さんの状況としてはどんな状況なのかなというのを少し教えていただければと思います。

3点目ですけれども、ごめんなさい。私がちゃんと見つけられていないのかもしれませんが、28条の申立ての件数というのはどこに書かれていますか。弁護士さんに委託した件数というのが28条の申立てイコールということで、よろしかったですか。今、28条の申立てが年間どれぐらい出ていて――弁護士さんのを見ると7、4、1という形で、昨年1件しかないのかなというところがちょっと気になりましたので、28条の申立ての状況も簡単に教えていただければと思います。

事務局

触法のところなんですけれども、昨年はちょっと触法とは違うんですけれども、家出ですとか、例のテレビでやっていた……。

委員

トー横キッズですか。

事務局

そうですね。トー横で、そこで、かつ、子どもたちがパパ活というふうに言っていますけれども、そういったことをするお子さんがかなり多く、保護しています。全国と同じですね。なので、そのあたりかなというふうには見ています。ただ、その原因がどうなのかとか、その辺まで

はちょっと分析はできておりませんが、そういった状況でした。

22ページの職員の件数のところなんですけれども、これは40件になっていますけれども、子ども家庭支援センターのほうに区分けをして、今、子ども家庭支援センターのほうで動いていただいたものも若干入ったりしておりますので、実際には1人当たりが日々持っている件数としては20件から30件程度です。ですので、東京都時代よりは大分1人当たりの受け持ち件数は減らして、やっております。

メンタルヘルスについては、令和2年度開設当初はみんな慣れない中でやっておりますので、やっぱり調子を崩して、3か月ぐらいですか、休まざるを得なくなる職員が何人か出ましたけれども、今現在はみんなもう回復をして、それによって離職をした者はおりません。割と職員体制も、少し増やしてやっているのと、支援調整担当という親子支援ですとか、あと研修のところの取りまとめをやっているような係が少し応援部隊として、要は地域の中で児童虐待と全面的に立ち向かっている部隊のほかに、そういう後方部隊みたいなものを設けておりますので、必要に応じてそっちの職員から応援を出すという感じの所内の連携が大分整ってまいりましたので、今のところみんな割と元気に頑張っています。日々いろいろつらいものはあるんですけれども、頑張ってくれております。

弁護士さん、先ほどの28条の申立てについては、おっしゃるとおり、こちらの弁護士さんの活動のところで記載していまして、令和2年度当初は結構やっぱり、私どものケースワークが不十分だったせいもあるかもしれませんけれども、少し多い状態だったんです。あとは更新のタイミングがある、ないというのもありますけれども。たまたま令和4年度は1件ということで、今年度はもうちょっと増えるか、それは更新タイミングと合ってしまうとか、2年ごとになりますので、そういうことがあります。

委員

ありがとうございました。触法のところはトー横キッズの件かなとは ちょっと思っていたんですけれども、児童相談所がこれまで対応してい た分かりやすい虐待ではなく、居場所がない子どもたち、非行手前みた いな子たちを、一時保護したけれどもその先がないというか、子どもた ちも結局どこも希望せず出て、また元のところに戻ってしまうというこ とが繰り返されている状況は、やっぱり新しい問題として、どうして行 かなければいけないのかなというのはちょっと今後考えていかなければ いけないところかなと思っています。

あと、児童福祉司さんのメンタルケアのところはかなり組織としてやっていらっしゃるのだなということで、先ほども言いましたが、卒業生も

いますし、安心したところですが。ただ、やっぱり感情労働ですし、つらい職場ではあるかなと思いますので、引き続きその辺の組織体制も十分にしていただければなと思います。

あと、28条の件は、1件というのは多分ほかのところに比べるとかなり少ないので、その辺はもしかすると世田谷区のまた状況とも関連しているのかなというふうにはちょっと思いますので、そのあたりはまたぜひ分析していっていただければなと思います。

ありがとうございました。

委員

私たちのところは、児童相談所と日々関わりながら業務をしているものですから、そういったところでちょっと感想を含めてになってしまいますけれども。通常、措置されたお子さんをお預かりして生活を見ているんですけれども、やっぱり子どもたちは、それまでの虐待のダメージですとか生活の影響を引きずって、いろいろあるわけです。

そうしたときに、一般的にはちょっと相談所のほうに御連絡をして、子どもと面接してほしい、家族について話したいことがあるというからちょっと聞いてくれないかというようなお願いをするんですけれども、これまで一般的に児童相談所にそういったお願いをして、分かりました、今月はいっぱいなので来月ならとか、そういうようなスケジュール感だったんです。ですが、世田谷区の児童相談所ができてから、そのあたりがもう大幅に改善しまして、世田谷区のケースに関しては、申し訳ないけれども今日は行けないから明日でいいですか、そのぐらいのスピード感の差があるというところで、これはもう全く違うんです。

こうした意味で、区の児童相談所のできた意義はすごく大きいなと思っていますし、そのことが結果的に子どもたちの安心感にもつながりますし、子どもたちが施設を出てからどうするのかというところを考えるに、非常に効果があると。私たちは、児相にお願いしなければいけないことが多い立場からすると、非常にありがたいなと日々思っているところです。

委員

14ページのところに年齢別受理状況というものがありまして、そこで対児童人口比が出ているのを見ました。小学生ぐらいだと2%ぐらいということなんですけれども、2%というと大体クラスに1人いるかもしれないというぐらいの比率になるんですが、これは延べ人数ですか。それとも、延べを排除した純粋な人の人数か。結構衝撃を受けましたので。この数値は延べ人数です。

事務局

かつ、先ほど申し上げた面前DVで夫婦のトラブルをお子さんの前で という御家庭も相当数入っておりますので、ひどいあざをつくってとか、 放置されてという虐待を御想像するかもしれませんけれども、全部が全部そういった御家庭ばかりではなく、よくあると言うと怒られてしまうんですけれども、ちょっと夫婦げんかのひどいやつといいますか、そういった家庭の中の御夫婦間であり得ることがお子さんの目の前で。ただ、そのお子さんへの影響はもちろんよろしくありませんので、そこについて私どもか子ども家庭支援センターがお伺いをして、注意をさせていただき、改善するようにお話しする、そういった御家庭も相当数含まれております。

委員

延べだとすると、実際の人数、家庭としてはもう少し少ないかもしれないですけれども、それにしても、思っていた以上に児童相談所にという件数があるということで、非常に勉強になるとともにちょっと衝撃を受けました。ありがとうございます。

加藤(悦)会長

ありがとうございました。ほかにはどうでしょうか。よろしいですか。 それでは、以上をもちまして本日の議事は全て終了しましたけれども、 全体を通して何かございますか。よろしいですか。

それでは、どうもありがとうございました。進行を事務局にお返しします。よろしくお願いします。

事務局

加藤会長、ありがとうございました。また、皆様、本日は貴重な御意見をいただきまして誠にありがとうございました。

事務局からは、2点事務連絡をさせていただきます。

その前に、すみません。ただいま部長が急遽、今、議会対応でちょっと呼ばれてしまいまして、そちらのほうに向かわせていただきました。 申し訳ございません。ちょっと抜けております。

事務局より2点、事務連絡をさせていただきます。

まずは、本会議の議事録につきましては、整い次第、皆様にメールで お送りさせていただきます。お送りします議事録につきましては、御自 身の発言の部分を御確認いただきまして、修正がございましたら事務局 まで御連絡いただきたいと思います。その後、区ホームページで本日の 資料と共に公開させていただきます。

事務連絡の2点目は、次回の子ども・子育て会議の日程についてでございます。次第の一番下に記載しておりますとおりでございますが、第2回の会議につきましては、9月11日月曜日午前9時30分より開催したいと考えております。委員の皆様につきましては、事前の日程調整に御協力いただきまして誠にありがとうございます。時期が近づきましたら、会場を含めまして、改めて御案内させていただきます。

それでは、本日は以上をもちまして令和5年度第1回世田谷区子ども・

子育て会議を閉会いたします。本日は誠にありがとうございました。